

## 西宮市地域公共交通活性化協議会規約(案)

平成 年 月 日制定

### (目的)

第1条 西宮市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第4条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公共交通事業者又はその指名する者及び関係団体の職員
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 公安委員会の長又はその指名する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 西宮市職員
- (8) その他西宮市が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の定数)

第6条 協議会に、次の役員を置く

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人

(3) 座長 1 人

(4) 監事 2 人

2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び座長)

第 7 条 会長は、西宮市都市計画部長とし、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長、座長、監事は、委員の中から会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 座長は、会議の議長となる。

(会議)

第 8 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前 5 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第 9 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、西宮市都市局都市計画グループに置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

(監査)

第 12 条 監事は、協議会の出納監査を行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。  
2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例(昭和31年西宮市条例第191号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(参考)

## 西宮市地域公共交通活性化協議会委員

	所 属	区 分	備考	
(1)住民又は利用者代表	山口地区自治会連絡協議会 (2名)	法第6条第2項第3号の 委員		
	西宮コミュニティ協会 (2名)			
(2)学識経験者	大阪工業大学 教授 (南北バス運 行事業検討委員会 副委員長)			
	社会福祉法人慶徳会 常務理事 (南北バス運行事業検討委員会 委 員長)			
(3)公共交通事業者又は その指名する者及び関 係団体の職員	兵庫県バス協会		法第6条第2項第2号の 委員	
	兵庫県タクシー協会			
	阪急バス(株)			
	阪神電気鉄道(株)			
	阪神バス(株)			
	兵庫県 交通運輸産業労働組合協議 会			
(4)道路管理者又はその 指名する者	国土交通省 兵庫国道事務所			
	兵庫県 阪神南県民局 県土整備部 西宮土木事務所 (道路保全課)			
(5)公安委員会の長又は その指名する者	兵庫県 西宮警察署	法第6条第2項第3号の 委員		
(6)関係行政機関の職員	国土交通省 神戸運輸監理部兵庫陸 運部	法第6条第2項第3号の 委員		
	兵庫県 阪神南県民局 県土整備部 西宮土木事務所 (企画調整担当)			
(7)西宮市職員	西宮市 教育委員会 学校教育部			
	西宮市 土木局 土木総括室			
	西宮市 健康福祉局 福祉総括室			
	西宮市 都市計画部長	法第6条第2項第1号の 委員		

区分:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条関係